

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、株式会社 D'EFFORT が開設する、ここから訪問看護リハビリケアあざみ野（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が確保できるよう努めなければならない。
2. ステーションは、事業の運営にあたって、必要ときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3. ステーションは、事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

第3条 (事業の運営)

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

1. ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書及び介護予防訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2. ステーションは、訪問看護を提供するにあたって、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

第4条（事業の名称及び所在地）

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

所在地：横浜市青葉区美しが丘 5-35-1 ルミエール・アイあざみ野 1F

(

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名（常勤兼務）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の

事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

- ① 主治医との連絡調整及び報告
- ② 訪問看護師の管理
- ③ 訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
- ④ 利用者の状況把握とサービスの査定
- ⑤ 利用者の看護方針、手順の作成
- ⑥ 利用者の記録保存・管理
- ⑦ 関係機関との連絡調整
- ⑧ 事業計画、事業報告の作成
- ⑨ 設備、備品等の衛生管理
- ⑩ 管理事務処理並びに経理
- ⑪ 処理

(2) 看護職員：常勤換算 2.5 人以上

- ① 利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ② 訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画（以下「訪問看護計画」という。）作成及び

訪問看護の実施。

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

③訪問看護実施内容の記録及び報告（准看護師を除く）

④必要に応じ主治医との連絡調整

⑤管理者への協力

第6条（営業日及び営業時間等）

1. ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時00分から午後6時00分までとする。

(サービス提供時間も同時間とする。)

2. 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

第7条（訪問看護の利用時間及び利用回数）

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但

し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおりとなる。

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

第 8 条 (訪問看護の提供方法)

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、
訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

第 9 条 (訪問看護の内容)

- (1) 療養上の世話。
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア。
- (2) 診療の補助。
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

(3) リハビリテーションに関すること。

(4) 家族の支援に関すること。

第 10 条 (家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理・緊急時における対応方法)

1. 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2. 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第 11 条 (利用料等)

1. ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。尚、詳細は別紙利用料金表の通りとする。

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

2. ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支

払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 20,000 円の実費

(2) 実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を 1 キロメートルあたり 100 円

3. キャンセル料はサービス利用日の前日までに連絡があった場合は無料とし、サービス利用の当日の場合は、サービス自己負担金額相当額の実費負担とする。

4. 前各項の料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払いに同意する旨の文章に署名、捺印をしてもらうこととする。

第 12 条 (通常業務を実施する地域)

ステーションが通常業務を行う地域は、横浜市青葉区・都筑区・緑区・川崎市麻生区・川崎市宮前区とする。

第 13 条 (相談・苦情対応)

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

1. ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2. ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

第14条（事故処理）

1. ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. ステーションは、前項の事故の状況及び事故の際行った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3. ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第15条（その他運営についての留意事項）

1. ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研

修の機会を設け、また、業務体制を備するものとする。

(1) 採用後1ヶ月以内の初任研修

(2) 年2回の業務研修

2. 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

らしてはならない。退職後も同様とする。

3. ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備する。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 DEFFORT と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 16 条（高齢者虐待防止）

ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
3. ステーションにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
4. 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 17 条（感染症蔓延及び災害等発生時の対応）

1. 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があ

ここから訪問看護リハビリケアあざみ野

(訪問看護・介護予防訪問看護)

運営規程

る。災害時の情報、被害条況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行うものとする。

2. 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性がある。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行うものとする。

(附則) この規程は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

改定 平成 31 年 3 月 15 日

改定 令和 2 年 2 月 15 日

改定 令和 2 年 5 月 1 日

改定 令和 4 年 4 月 1 日

改定 令和 6 年 6 月 1 日

改定 令和 6 年 12 月 1 日